

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十二号

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則

社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「費用」という。）」を削り、同条第一号中「、第二十三条又は第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定による措置 当該措置を受けた者」を「若しくは第二十三条の規定による措置又は法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定による措置（法第三十一条第四項の規定によりこれらの措置とみなされるものを含む。） 当該措置を受けた者（以下「被措置者」という。）」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者（）」を「被措置者」と同一世帯に属して生計を一にしているものうち、「に改め、「に限る。」で当該措置を受けた者と同一世帯に属して生計を一にしているものをいう」を削る。

第二条第一項ただし書を削り、同項第一号を次のように改める。

一 前条第一号の措置をした場合（第三号に掲げる場合を除く。次号において同じ。）被措置者及びその扶養義務者の税額等によつて別表第一左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額

第二条第一項第二号中「被措置者」を「当該措置を受けた者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 同一世帯に二人以上の被措置者その他知事が定める者が存する場合並びに被措置者の扶養義務者に法第二十一条の五の三第一項の規定による障害児通所給付費、法第二十一条の五の四第一項の規定による特例障害児通所給付費及び法第二十四条の二の規定による障害児入所給付費が支給されている場合は、知事が別に定めるところにより前項の徴収月額を減額するものとする。

第二条第四項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第四条第一項中「被措置者」を「措置を受けた者」に改める。

別表第一備考3(1)を次のように改める。

(1) 入所施設 児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療機関、小規模住居型児童養育事業所及び里親

別表第一備考3(2)中「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部」を「情緒障害児短期治療施設通所部」に改める。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。